

日立市ふれあい戸別収集 のご案内

日立市ふれあい戸別収集とは…

燃えるごみ等を収集所へ自分で運ぶことができない、高齢の方やお身体に障害をかかえている方の世帯を対象に、市が直接ご自宅へ伺い、ごみなどを収集します。利用するには手続きが必要です。

※ 自宅の玄関先などにあらかじめ市が設置させていただき専用容器にごみなどを入れていただき、週1回、収集します。



日立市ふれあい戸別収集事業の概要

- 収集頻度 収集は週1回、市が指定する曜日の時間帯にお伺いします。
- 収集方法 市指定のごみ処理袋を使用いただきます。ごみ等は、市が設置した専用容器から収集します。
(集積所は使用しません。不在の場合も収集いたします。)
- 収集内容 燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ(小)、有害ごみ、再生資源(集積所から回収するごみ等と同じ区分)
※詳しくは、ごみ処理ハンドブックでご確認ください。
- 収集費用 無料です。
- 声掛け等 お伺いした際に安否確認を行います。(希望者のみ)

利用できる方

次の1から3のすべてに該当する方で構成される世帯が利用できます。

- 1 日立市内に住居を有する方
- 2 家庭ごみを自分で集積所に運ぶことができない方であって、家族や親族などの協力を得ることが困難又は協力者がいない方
- 3 次のいずれかに該当する方
 - ① 要介護2以上の認定を受けている方
 - ② 身体障害者手帳で肢体不自由又は視覚障害2級以上の交付を受けている方
 - ③ 養育手帳A以上の交付を受けている方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
 - ⑤ その他市長が特に認めた方



利用までの流れ

step1 事前相談

- ・ 支援の対象となるかどうかについて、窓口でお話をお聞きいたします。(家族やケアマネジャーなど代理の方でもお受けいたします。)

【相談窓口】 日立市役所(本庁)にある各窓口(相談受付は、本庁のみの対応となります。)

○資源循環推進課(2階山側)、介護保険課(1回山側)、障害福祉課(1階山側)、高齢福祉課(1階山側)、社会福祉課(2階山側)

【ご用意いただきたいもの】

支援対象要件を確認できる保険者証や手帳の写し

step2 各種調査

- ・ 訪問による面談や該当要件の調査を行います。
- ・ 利用申込の可否を利用希望者に連絡します。



step3 申し込み

- ・ お申込が可能となった方は、利用申込書を市にご提出いただきます。
- ・ お手続終了後、市から決定通知書を送付いたします。

step4 収集開始

- ・ 収集を開始する前にご自宅へお伺いし、ごみなどの出し方や市の収集方法、専用容器の設置など事前準備等についてご説明いたします。
- ・ 事前準備が整いましたら、戸別収集を始めます。



問合せ先

日立市生活環境部 資源循環推進課

TEL 0294-22-3111 (内線547・569) FAX 0294-24-5301